令和3年度 12 月補正予算案(12 月 21 日追加提出分)の概要

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月)を踏まえ、**子育て世帯に対する給付金の支給や、生活困窮者自立支援金の申請要件緩和等**にかかる歳入歳出予算補正を実施します。

【歳入歳出予算補正】

一般会計 2事業 47.529百万円

【繰越明許費補正】

一般会計 1件

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。

1. 一般会計歳入歳出予算補正

ア 子育て世帯への臨時特別給付支給事業

45,384 百万円 [国費]

児童を養育している者の年収が960万円以上(※)の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子どもたちに対して、「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。

※扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安

◆実施概要

- ・対象者:対象児童の保護者
- ・対象児童:①令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童(申請不要)
 - ②令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日から18年4月1日 生まれ)(要申請)
 - ③令和3年10月以降4年3月までに生まれた児童手当の支給対象児童 (新生児) (申請不要)
 - ※児童を養育している者の令和2年の所得が児童手当の所得制限限度額以上 の方を除く
- 給付額:児童1人当たり10万円(対象児童数:約45万人(見込み)、

対象世帯数:約29万世帯(見込み))

・支給時期:対象児童①の保護者 令和3年12月末に現金10万円を支給

対象児童②③の保護者 令和4年1月以降に申請受付を開始し、現金10万円

を順次支給

◆補正内容

子育て世帯への臨時特別給付金の支給にかかる事業費を補正

令和3年7月から実施している生活困窮者自立支援金について、申請期限を延長するとと もに、申請要件を緩和し、再支給を実施します。

◆実施概要

- ・対象者:以下のア~エを全て満たす世帯
 - ア 総合支援資金(初回)を借り終えている世帯
 - イ 月額世帯収入が次の①、②の合計額を超えていない世帯
 - ① 市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12(以下、基準額)
 - ② 生活保護の住宅扶助基準額

【参考】1人世帯136,000円、2人世帯192,000円、3人世帯240,000円

ウ 申請日における世帯の資産合計額が基準額以下の世帯(上限:100万円)

【参考】1人世帯504,000円、2人世帯780,000円、3人以上世帯1,000,000円

- エ ハローワーク、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介所での職業相談などの求職活動を行うこと、または、生活保護の申請中であること
- ・支給件数見込:既存制度対象者の再支給 約1,200件 要件緩和に伴う新規支給 約3,000件
- ・支給額(月額):1人世帯60,000円、2人世帯80,000円、3人以上世帯100,000円
- ・支給期間:最大6か月間(初回支給:最大3か月間、再支給:最大3か月間)
- ・スケジュール:

令和3年12月~4年3月末 既存制度対象者の再支給申請受付 令和4年1月~4年3月末 要件緩和による新規対象者の申請受付

【参考】既存制度からの変更点

- 対象者:
 - ○総合支援資金貸付要件 (上記アの要件)

「(再貸付)を借り終えている」から「(初回)を借り終えている」に変更

○求職活動要件 (上記エの要件)

ハローワークに加え、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介所での職業相談等を追加

- ・支給期間:初回の支給(最大3か月間)に加え、再支給(最大3か月間)が可能
- ・スケジュール:令和3年11月末から令和4年3月末まで申請期間を延長

◆補正内容

生活困窮者自立支援金の支給にかかる事業費を補正

2. 繰越明許費補正

(1) 一般会計

1件 明許設定額 2,145百万円

<添付資料>

○資料 令和3年度12月補正予算案について(追加提出分)《総括表》

令和3年度12月補正予算案について(追加提出分)(総括表)

資料

1 歳入歳出予算補正

一般会計

(単位:百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
こども	子育て世帯への臨時特別給付支給事業	45,384	45,384	0	0	0	0
健福	新型コロナウイルス感染症生活困窮者 自立支援金支給事業	2,145	2,145	0	0	0	0
	一般会計(2事業) 合計	47,529	47,529	0	0	0	0

2 繰越明許費補正

一般会計

(単位:百万円)

局名	局名事業名		
健福	新型コロナウイルス感染症生活困窮者 自立支援金支給事業	2,145	
	2,145		